組合をいう。以下この号において同じ。）であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士又は弁護士法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　第三十五条第二項第十六号に掲げる業務を営む会社（当該農業協同組合連合会の子会社等以外の会社に限る。）

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第七条**　法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十七条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。 ［一・二　略］ 三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第三十七条第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。） ［四・五　略］ ［2～4　略］ （連合会の子会社となる専門子会社の業務等） **第二十七条**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第八十七条の三第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第九十二条第一項、第百条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ⑵を除き、以下同じ。）とする。 ［一・二　同上］ 三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第三十七条第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。） ［四・五　同上］ ［2～4　同上］ （連合会の子会社となる専門子会社の業務等） **第二十七条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］	
（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権） **第七条**　［同上］	